

改正

昭和39年3月31日条例第28号

昭和39年6月15日条例第37号

昭和39年10月8日条例第40号

昭和40年3月26日条例第2号

昭和40年3月26日条例第5号

昭和41年4月1日条例第9号

昭和41年10月8日条例第22号

昭和42年3月31日条例第7号

昭和42年5月1日条例第11号

昭和43年3月1日条例第1号

昭和43年3月30日条例第6号

昭和43年7月31日条例第19号

昭和43年8月31日条例第20号

昭和44年3月31日条例第6号

昭和44年8月25日条例第25号

昭和44年10月1日条例第28号

昭和44年10月1日条例第29号

昭和45年3月14日条例第2号

昭和45年8月31日条例第16号

昭和47年2月14日条例第3号

昭和47年3月31日条例第7号

昭和47年8月25日条例第25号

昭和48年3月31日条例第9号

昭和48年8月31日条例第42号

昭和49年3月30日条例第8号

昭和50年3月26日条例第2号

昭和50年6月30日条例第16号

昭和51年3月19日条例第4号
昭和52年3月31日条例第13号
昭和53年3月31日条例第14号
昭和53年12月21日条例第32号
昭和54年12月14日条例第19号
昭和55年6月1日条例第24号
昭和55年12月16日条例第37号
昭和56年10月13日条例第26号
昭和56年12月15日条例第32号
昭和57年10月8日条例第27号
昭和57年12月13日条例第31号
昭和58年10月19日条例第26号
昭和59年5月31日条例第28号
昭和60年4月1日条例第13号
平成4年10月22日条例第34号
平成14年12月27日条例第43号
平成19年12月28日条例第48号
平成26年9月30日条例第45号
平成27年8月7日条例第26号

吹田市立学校条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、吹田市立の小学校及び中学校の設置及び管理について定めることを目的とする。

(小学校の設置)

第2条 吹田市立小学校を次のとおり設置する。

- (1) 吹田市立吹田第一小学校 吹田市元町30番35号
- (2) 吹田市立吹田第二小学校 吹田市泉町3丁目15番18号
- (3) 吹田市立吹田第三小学校 吹田市高城町18番39号
- (4) 吹田市立吹田東小学校 吹田市幸町20番1号
- (5) 吹田市立吹田南小学校 吹田市南吹田5丁目12番1号

- (6) 吹田市立吹田第六小学校 吹田市南清和園町43番1号
- (7) 吹田市立千里第一小学校 吹田市片山町4丁目32番13号
- (8) 吹田市立千里第二小学校 吹田市千里山松が丘25番1号
- (9) 吹田市立千里第三小学校 吹田市千里山西2丁目13番1号
- (10) 吹田市立千里新田小学校 吹田市春日4丁目10番1号
- (11) 吹田市立佐井寺小学校 吹田市佐井寺3丁目3番1号
- (12) 吹田市立東佐井寺小学校 吹田市五月が丘西4番1号
- (13) 吹田市立岸部第一小学校 吹田市岸部中2丁目19番1号
- (14) 吹田市立岸部第二小学校 吹田市岸部北4丁目12番1号
- (15) 吹田市立豊津第一小学校 吹田市江坂町1丁目15番42号
- (16) 吹田市立豊津第二小学校 吹田市江坂町2丁目5番1号
- (17) 吹田市立江坂大池小学校 吹田市江坂町3丁目13番1号
- (18) 吹田市立山手小学校 吹田市山手町2丁目15番43号
- (19) 吹田市立片山小学校 吹田市朝日が丘町16番1号
- (20) 吹田市立山田第一小学校 吹田市山田東2丁目33番2号
- (21) 吹田市立山田第二小学校 吹田市千里丘下19番1号
- (22) 吹田市立山田第三小学校 吹田市山田西1丁目4番1号
- (23) 吹田市立山田第五小学校 吹田市山田西1丁目6番1号
- (24) 吹田市立東山田小学校 吹田市青葉丘南15番10号
- (25) 吹田市立南山田小学校 吹田市千里丘西9番1号
- (26) 吹田市立西山田小学校 吹田市山田西2丁目10番1号
- (27) 吹田市立北山田小学校 吹田市山田北1番1号
- (28) 吹田市立千里丘北小学校 吹田市千里丘北1番30号
- (29) 吹田市立佐竹台小学校 吹田市佐竹台4丁目12番1号
- (30) 吹田市立高野台小学校 吹田市高野台2丁目16番1号
- (31) 吹田市立津雲台小学校 吹田市津雲台4丁目7番1号
- (32) 吹田市立古江台小学校 吹田市古江台5丁目6番1号
- (33) 吹田市立藤白台小学校 吹田市藤白台3丁目3番1号
- (34) 吹田市立青山台小学校 吹田市青山台2丁目5番1号
- (35) 吹田市立桃山台小学校 吹田市桃山台1丁目5番1号

(36) 吹田市立千里たけみ小学校 吹田市竹見台3丁目3番1号

(中学校の設置)

第3条 吹田市立中学校を次のとおり設置する。

(1) 吹田市立第一中学校 吹田市千里山西2丁目2番1号

(2) 吹田市立第二中学校 吹田市岸部北1丁目21番1号

(3) 吹田市立第三中学校 吹田市中の島町3番51号

(4) 吹田市立第五中学校 吹田市幸町21番1号

(5) 吹田市立第六中学校 吹田市穂波町16番1号

(6) 吹田市立片山中学校 吹田市竹谷町35番1号

(7) 吹田市立佐井寺中学校 吹田市五月が丘南5番1号

(8) 吹田市立南千里中学校 吹田市桃山台4丁目2番1号

(9) 吹田市立豊津中学校 吹田市垂水町3丁目32番50号

(10) 吹田市立豊津西中学校 吹田市豊津町6番1号

(11) 吹田市立山田中学校 吹田市山田市場15番1号

(12) 吹田市立西山田中学校 吹田市山田西2丁目11番1号

(13) 吹田市立山田東中学校 吹田市山田東4丁目33番1号

(14) 吹田市立千里丘中学校 吹田市青葉丘南15番1号

(15) 吹田市立高野台中学校 吹田市高野台4丁目5番1号

(16) 吹田市立青山台中学校 吹田市青山台4丁目2番1号

(17) 吹田市立竹見台中学校 吹田市竹見台1丁目3番1号

(18) 吹田市立古江台中学校 吹田市古江台1丁目1番1号

(学校の管理)

第4条 前2条に規定する学校は、法令の規定に基づき教育委員会が管理する。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月31日条例第28号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第3号の規定は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則 (昭和39年6月15日条例第37号)

この条例は、市長の定める日から施行する。

附 則（昭和39年10月8日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、第3条及び第4条第8号の改正規定は昭和39年6月15日から、第4条第1号の改正規定は、昭和39年7月18日から適用する。

附 則（昭和40年3月26日条例第2号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月26日条例第5号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第9号）

この条例は、昭和41年6月1日から施行する。

附 則（昭和41年10月8日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和42年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年5月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日条例第6号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年7月31日条例第19号）

この条例は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則（昭和43年8月31日条例第20号）

この条例は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年8月25日条例第25号）

この条例は、昭和44年9月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年 3 月14日条例第 2 号）

この条例は、昭和45年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号の改正規定は、昭和45年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和45年 8 月31日条例第16号）

この条例は、昭和45年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 2 月14日条例第 3 号）

この条例は、昭和47年 2 月15日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月31日条例第 7 号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 8 月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月31日条例第 9 号）

この条例は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 8 月31日条例第42号）

この条例は、昭和48年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年 3 月30日条例第 8 号）

この条例は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月26日条例第 2 号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 6 月30日条例第16号）

この条例は、昭和50年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月19日条例第 4 号）

この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月31日条例第13号）

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月31日条例第14号）

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年12月21日条例第32号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年12月14日条例第19号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月16日条例第37号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月13日条例第26号）

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月15日条例第32号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年10月8日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月13日条例第31号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月19日条例第26号）

この条例は、昭和58年11月9日から施行する。ただし、第2条第14号の改正規定中園名に係る部分は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月31日条例第28号）

この条例は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日条例第13号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月22日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第1条中吹田市立学校条例第2条第14号の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成14年12月27日条例第43号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成26年9月30日条例第45号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月7日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5項中吹田市立学校条例(昭和39年吹田市条例第2号)第3条第28号の改正規定 公布の日

(2) 附則第5項中吹田市立学校条例附則の改正規定 平成27年9月1日

(以下省略)